

概要版

第2次

芦屋町地域福祉計画



2019（平成31）年3月
福岡県芦屋町

◆ 地域福祉計画とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

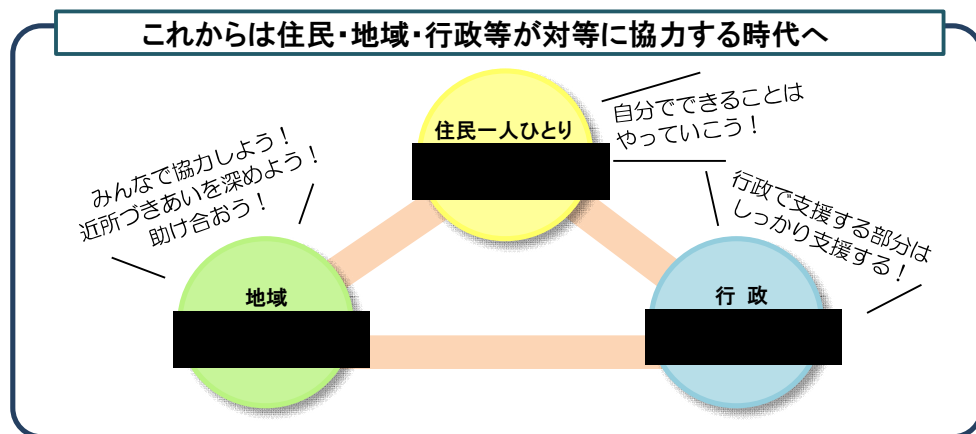
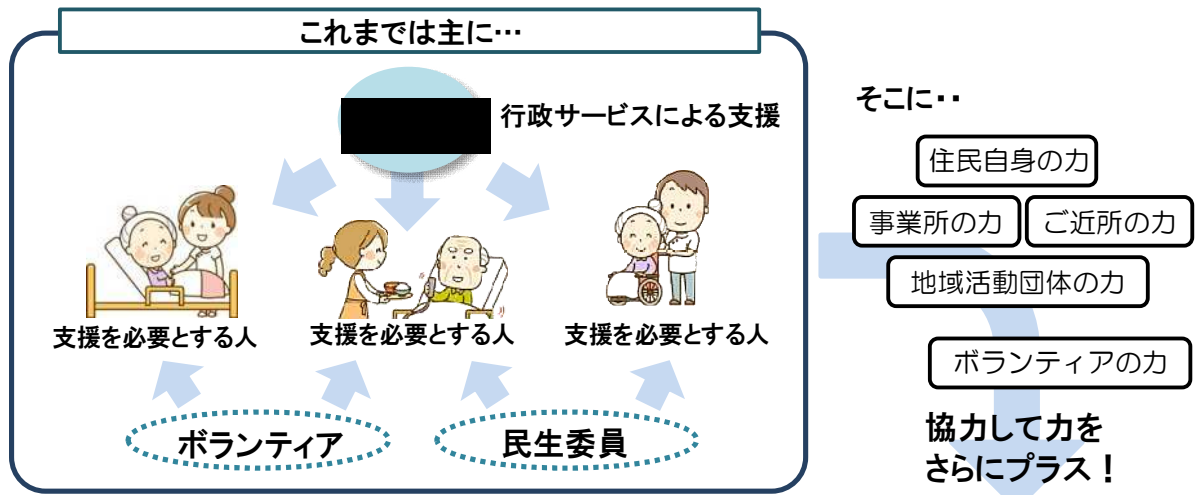
具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

◆ 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

芦屋町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第2次芦屋町地域福祉計画」は、芦屋町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。



「自助」とは
住民一人ひとり
や家族に期待さ
れる役割です。

「共助」とは
ご近所のほか、自治区、社会福祉協議会、民生委
員・児童委員、福祉相談員、福祉サービス事業
所、各関係団体、企業・事業所、ボランティア等
地域の団体

「公助」とは
法や制度に基づ
いて実施する行
政の役割です。

◆ 計画の期間

本計画の計画期間は、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とします。
なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

| | 2014 | ～ | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | ～ | 2028 |
|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|---|------|
| 第1次 | 計画期間 | | | | | | | | | | |
| 第2次 | | 見直し | | 計画期間 | | | | | | | |
| 第3次 | | | | | | | 見直し | | 計画期間 | | |

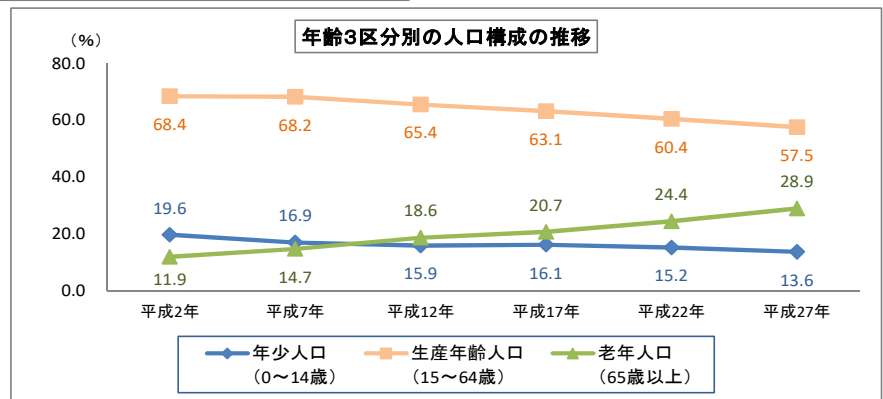
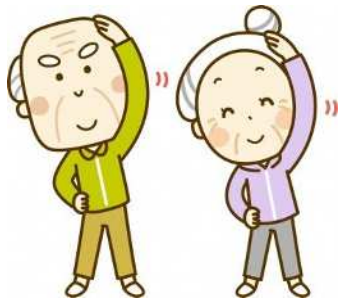
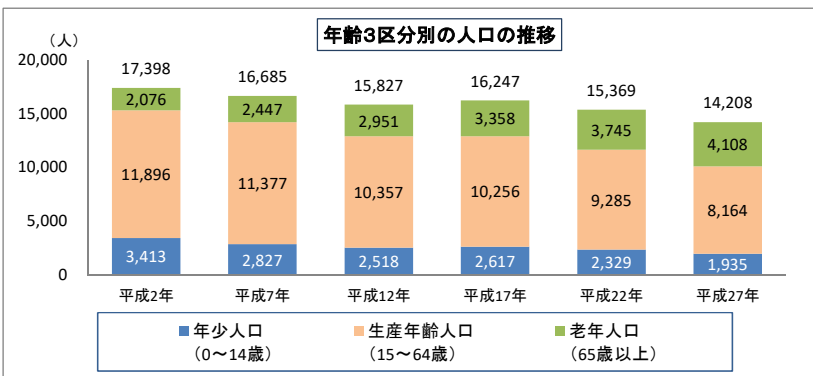
◆ 地域福祉にまつわる芦屋町の現状

(1) 人口の推移

近年の国勢調査結果でみると、芦屋町の人口は減少を続けており、平成2年の17,398人から平成27年には14,208人となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

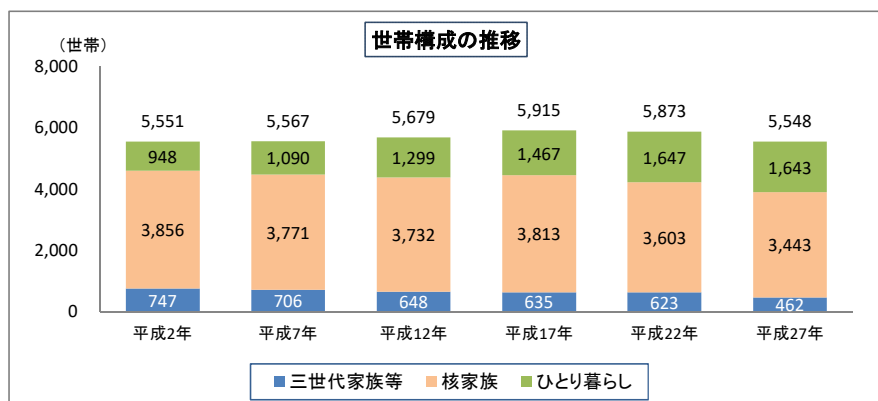
また、平成27年度の高齢化率は28.9%となっており、これは国の26.3%、福岡県の25.9%より高い数字となっています。



(2) 世帯構成の推移

世帯数の状況は、平成2年から平成17年まで増加傾向で推移していましたが、平成22年以降減少傾向に転じています。

世帯構成ではひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、平成27年のひとり暮らし世帯は1,643世帯となっています。



◆ 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は、基本理念の実現に向けて必要な要素となっています。

第1次芦屋町地域福祉計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人との「つながり」を再構築し、また、住民参加による「支え合う」ための仕組みをつくることをめざし、『認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり』を基本理念としました。

この基本理念は、計画策定後に国が提唱を始めた「地域共生社会」というコンセプトとも合致しています。

第2次芦屋町地域福祉計画においても、この基本理念を引き継ぎ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる芦屋町の実現に向けた取り組みを推進します。

〈基本理念〉

**認めあい、支えあい、
つながる笑顔のまちづくり**

◆ 基本目標

基本理念である「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」、地域共生社会の実現に向け、計画期間の5年間で目指すこととして、次の3項目を「第2次芦屋町地域福祉計画における基本目標」と位置付け、総合的に推進します。

| | |
|-------|---------------------|
| 基本目標1 | 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり |
| 基本目標2 | 安心安全な暮らしを支える地域づくり |
| 基本目標3 | 福祉を支える人づくり |

◆ 施策の展開

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

みんなで取り組むこと

福祉サービスをよく知ろう。
相談窓口を活用しよう。



町の取り組み

- 芦屋町在宅の方のための福祉サービスガイドを、役場福祉課の窓口で配布しています。
- 相談場所が分からないときは、まず、役場・社会福祉協議会に相談しましょう。
役場は、相談者が必要とする支援につなげるため、関係機関と連携しています。

| 相談内容 | 相談窓口 | 連絡先 |
|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 子どもに関する相談 | 子育て世代包括支援センター (健康・こども課) | 093-223-3537 |
| 高齢者・介護等に関する相談 | 地域包括支援センター(福祉課) | 093-223-3581 |
| 障がい・生活支援等に関する相談 | 障がい者・生活支援係(福祉課) | 093-223-3530 |
| 生活全般に関する相談 | 芦屋町社会福祉協議会 (芦屋町福祉会館内・緑ヶ丘) | 093-222-2866 |
| 福祉サービス全般に関する苦情・相談 | 福岡県運営適正化委員会 | 092-915-3511 |
| 介護サービスに関する苦情・相談 | 福岡県国民健康保険団体連合会 | 092-642-7856 |
| 児童虐待に関する通報相談 | 最寄りの児童相談所 | 全国共通ダイヤル 「189」 |

基本目標2 安心安全な暮らしを支える地域づくり

みんなで取り組むこと

自治区に加入し地域の活動に参加しよう。

ボランティア活動に参加しよう。

災害に備えて避難場所などを確認しよう。

非常持ち出し袋などを準備しよう。



町の取り組み

- 町民による自主的な地域づくりをサポートするため、すべての職員が、それぞれ担当する自治区の地域活動に参加します。
- 災害時などに、単独での避難が難しい高齢者や障がいのある人等のうち、名簿への掲載を希望する人の一覧を作成し、自治区や自主防災組織に配布することで、災害時の避難行動支援や日ごろからの見守り活動が円滑に行われるよう取り組みます。

| 相談内容 | 相談窓口 | 連絡先 |
|--------------|---------------------------------|--------------|
| 自治区加入等に関する相談 | 地域振興・交通係(環境住宅課) | 093-223-3539 |
| ボランティアに関する相談 | 芦屋町ボランティア活動センター (町民会館2階・中ノ浜) | 093-221-1011 |
| | 芦屋町社会福祉協議会 (芦屋町福社会館内・緑ヶ丘) | 093-222-2866 |

基本目標3 福祉を支える人づくり

みんなで取り組むこと

お互いの個性を正しく理解し、尊重し合おう。
講演会や研修会に参加し福祉の知識を深めよう。
地域の皆で互いに助け合おう、支え合おう。



住民の皆さんと行政が力を合わせ、誰もが、いつまでも、暮らしやすい芦屋町をつくっていきましょう！

◆ 芦屋町いのちを支える計画

全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、第2次芦屋町地域福祉計画に含む形で、「芦屋町いのちを支える計画（自殺対策基本計画）」を策定しました。

自殺は、ご本人だけでなく、残される家族や友人などの周りの人にとっても大変つらい選択です。最悪の事態に至る前に、周囲にSOSを発信し、支援を求めるようにしましょう。

<主な相談窓口>

- ・芦屋町役場（代表）Tel093-223-0881…どこに相談していいかわからない、そんなときは役場に相談してください。必要に応じて関係機関と連携し、相談対応を行います。決して、相談内容が外部にもれることはありません。安心して相談してください。
- ・北九州いのちの電話Tel093-671-4343…研修を受けたボランティアの電話相談員が、365日24時間相談に対応しています。また、匿名で相談することができます。

第2次 芦屋町地域福祉計画【概要版】

発行年月 平成31年3月

発行 芦屋町 福祉課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL:093-223-3536

